

## 令和3年第4回名取市教育委員会定例会 会議録

### 1 会議の年月日

令和3年4月23日（金）

### 2 会議の場所

仙台法務局名取出張所2階 会議室1

### 3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 荒井 龍弥

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のために出席した者

菊池教育部長、鈴木理事兼学校教育課長事務取扱、大澤教育部次長兼生涯学習課長、芳賀教育総務課長、小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、菅原教育総務課教育総務係長

### 6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について（その1）

(2) 個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について（その2）

(3) 名取市文化財保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(4) 名取市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

## 日程第 5 議事

議案第 9 号 名取市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 10 号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について

## 7 開会時刻

午後 2 時 00 分

## 8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより令和 3 年第 4 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加案件について報告します。

本日配付しておりますお手元の「議事日程追加案件」をご覧ください。下線部のところになります。本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、議案第 9 号 名取市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、と、議案第 10 号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事についての 2 ケ件を追加し、これを日程第 5 議事とし、日程第 4 専決事務報告の次に追加したいと思います。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

追加案件については承認といたします。

はじめに、日程第 1 前回会議録の承認についてですが、前回 3 月 18 日開催の第 3 回定例会会議録については、先日、各委員宛配付済みであります。この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

では会議録については承認といたします。

次に、日程第 2 会議録署名委員に、洞口委員並びに荒井委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

次に、日程第3 教育長報告(1) 一般事務報告 行事報告についてですが、はじめに私から新型コロナウイルス感染症関連についてお話をさせていただきます。別綴じになっております資料をご覧ください。

年度が変わりまして、各学校・公民館等の行事の主なものについてまとめました。

まず、各学校の授業参観・PTA総会ですが、多くの学校は紙面開催としております。ただ、そこにありますように、高館小・不二が丘小では体育館でPTA総会を開催する、愛島小は代議員制度で開催する、と、各学校でそれぞれの単Pと相談しながら方針を決めていただいております。ただ、授業参観は、ほとんどの学校では4月は実施せずに、後日フリー参観の形で、少し分散して参観していただくような方法を検討している学校がほとんどです。

次に、地区民運動会ですが、今の時点で中止を決めている地区として、生涯学習課で確認したところ、増田・増田西・閑上・愛島・ゆりが丘、相互台、ここは既に中止を決めています。検討中というのは、秋に開催を予定している地区で、名取が丘・館腰・高館・那智が丘については、まだはっきり決定はしていない、基本的にはやる方向、ということです。

次に学校の運動会ですが、地区民と合同でやる学校も多いので、中止を決めた地区にあつては、合同は当然やらないのですが、春に開催するところでは、学校単独で規模を縮小して開催しようとしている学校が多いです。秋については、もう少し様子を見てということですが、基本的には実施の方向です。

修学旅行ですが、全ての学校で実施に向けた計画を立てております。1学期に予定しているのが1校、6月後半に、岩手方面に計画しています。それ以外は、9月から11月に計画しており、そのうち小学校は2校が岩手方面、7校が会津方面です。中学校と義務教育学校については、北関東方面を計画しているというところがほとんどで、関東方面としているところもあります。栃木など、その辺を中心に検討しております。

水泳の授業ですが、昨年度はすべて実施しないという方針を出しましたが、今年度は文科省、あるいは県教委からの文書なども参考にしたり、近隣の自治体の実施状況なども参考にしながら、次のように方針を決めさせていただきました。水泳の授業は実施するけれども、夏季休業中のプール開放は実施しないということで、各学校に通知をしております。1枚めくっていただいたところに、その旨を各学校に通知をした文書を参考に載せております。水泳の授業を実施するけれども、夏休みは開放しないというのは、報道されているとおり、仙台市もその内容です。それから、仙南2市2町もほぼ同じ足並みです。それから、昨日県の教育長の集まりがありました。塩釜方面や、他の市町村もほぼ同じような考え方ようです。ただ、水泳の授業を実施する場合、名取は大規模校が多いので、これまでは、5、6クラス、150人から200人位を一気にプールに入れて指導していましたがけれども、更衣室がかなり密になるので、目安としては2クラス程度、合同でプールに入れる、ということを経験には通知しております。そのため、水泳の授業の回数が一人当たり少なくなっても、今年度はやむを得ないのではないかと思います。

それから、夏休み中、プール開放のためにスクールバスを、愛島小、閑上小中、館腰小は運行していましたが、プール開放のためのバスではあるのですが、児童センターに通う子供たちもそれに便乗しておりました。バスを全て止めてしまうと、例えば愛島台の子供たち

が児童センターに行く交通手段がなくなってしまう、また、閑上で学区外から通っている子の交通手段がなくなる、ということで、バスについては、教育総務課が年間契約で委託しておりますので、夏休み中も走らせる、という方向で、こども支援課と調整しております。

表に戻っていただき、校医への感染者情報の提供について、というところですが、ある内科校医の先生から、インフルエンザの時は内科校医に何度も相談に来るのだけれども、自分の担当の学校で新型コロナウイルス感染者が出て情報が入ってこない、というお話をいただきました。そこで、教育委員会で検討し、情報提供はすべき、ということで、校医の皆さんに文書を出してお知らせをしております。3 ページの資料が、各学校に、校医さんに出してください、と出しているものです。4 ページは、各学校の管理校医である内科校医の先生方に出した文書で、お願いしている学校で感染者が出た場合は情報提供をします、といった内容です。5 ページをご覧ください。これは、昨年度にもお話ししているものですが、感染あるいは感染が疑われる場合のガイドラインです。6 ページは、子供や先生がPCR検査を受けるという報告が、最近増えており、連日、たくさん学校教育課に寄せられています。そして、陽性になった場合、臨時休業や消毒が必要なケースがあるので、基本的な考え方を示したフローチャートです。左は、PCR検査を受ける場合ですが、その場合、保健所の疫学調査で問題になるのが、その右上にある「感染可能期間」に学校に来ているかどうかというところですが、感染可能期間とは、いろいろな説がありますが、日本では、発症 2 日前から、発症後 7~10 日間程度とされています。ですから、熱が出て陽性になった、という場合は、発熱した日を発症日として、そこから 2 日遡ります。無症状の場合は、PCR検査を受けた日を発症日と考えて 2 日遡ります。ですから、発症 2 日前に学校に来ていたかどうかというところが問題になります。その間、休んでいれば、学校で人に感染させる可能性はない、と判断されるので、学校は調査対象になりません。ですが、発症 2 日前に登校していれば、教室、職員室、部活等で、だれと接触したか調査し、新たな濃厚接触者、接触者を保健所が特定します。その場合、消毒も必要なので、臨時休業にせざるを得ないというのがほとんどのケースです。ということで、感染可能期間に登校していれば、陽性の場合は何らかの対応が必要です。

ただし、少し変更したところがあります。この間あるケースで、学校の先生なのですが、月曜日の朝から 10 時半まで、感染可能期間に学校に来ていました。それで、教育委員会では臨時休業しなければならないのでは、と思ったのですが、保健所からは、職員室には荷物を置いてすぐに教室に向かった、教室ではマスクをして換気をしっかりされていた、ということで、感染のリスクはないので、特別な対応は必要ない、と言われたケースがありました。そのようなケースもありますが、基本的にはこの考え方に沿って対応しております。この内容を、次のページの様式で校医の皆様にお知らせします。今お話ししたとおり、感染可能期間に登校していれば臨時休業するし、マスコミにも公表しますが、学校に来ていなければ、感染者が出て公表はしていません。その下の項目のところで、公表内容と、非公表内容とありますが、臨時休業する場合は学校名、臨時休業の期間、消毒をします、ということを公表します。その下の、児童生徒の学年、症状の有無や感染経路、その辺は公表はしませんけれども、管理校医の先生には情報提供をするということで取り組んでいます。この様式を使ってから該当したのは、1 校だけです。このように管理校医の先生にも周知します。そのほか

の、校医さん、歯科、耳鼻科、眼科、学校薬剤師には、このフローチャートとガイドラインだけをお渡しして、このような考え方だ、ということをお示ししております。

今後もこのような状況は続くと思いますが、感染者が出るのはやむを得ないかと思いますが、感染の拡大がないように取り組んでいきたいと思っております。

#### 菊池教育部長

私からは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策推進本部の報告をさせていただきます。

資料は名取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議概要報告になります。そのなかからかいつまんで説明します。

まず1ページの第47回本部会議で第一中学校生徒の同居家族の感染に伴う対応についてというところです。このように連日、学校リスクの可能性のある情報がきております。第47回本部会議の一番下の、その他というところを見ていただきたいのですが、今後同様の事例であれば、本部長一任とし本部会議は開催しない。教育委員会で基本的なパターンのフローチャートを作成とあります。先ほど教育長がご説明いたしましたフローチャートで判断いたしまして学校休業や消毒を行っていきます。

第48回本部会議です。宮城県と仙台市が独自の緊急事態宣言を出したという情報です。

第49回本部会議です。下の2つのマルについてです。緊急事態宣言中に新年度の始業式、入学式が行われるが、入学式については、卒業式と同様に来賓なし、参加者を限定、短時間で開催するという方針を示しています。また教育委員会より、3月23日付けで全保護者向けに、「緊急事態宣言が発出されていること」「不要不急の外出を控えること」「体調不良やPCR検査に該当した場合の連絡」について周知する文書を出しております。

また第50回本部会議です。3月26日の午前中に行いまして、施設の利用について午後結論を出すということになりました。

51回本部会議です。3ページ下の(5)に教育部の施設利用に関する考え方を示しております。マルが開放、三角が利用制限、バツが利用不可という形で3ページから4ページにかけて記載しております。

第54回本部会議です。市内公共施設の利用制限を令和3年5月5日まで延長することとなりました。

第55回本部会議です。新型コロナワクチン接種ということで概要を列挙しております。大きな流れについて教育委員会、市としての対応について報告させていただきました。

それから緊急経済対策推進本部についてはアンダーラインを引いておりますので、後でご覧いただければと思います。後は各課からの報告をさせていただきます。

#### 瀧澤教育長

それでは、教育総務課お願いします。

#### 芳賀教育総務課長

行事報告については特にありません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

2 ページの 18 番です。4 月 1 日に転入管理職との懇談会を行いました。名取市に入ってきた管理職との懇談会です。校長 6 名、副校長、教頭 10 名、計 17 名で行いました。

19 番、4 月 2 日に市立学校教職員服務宣誓式を行いました。他市町村からの転入 61 名を迎えました。ご出席のほうありがとうございました。26 番、4 月 8 日に市立学校始業式を行いました。コロナ関連で出席できない子供たちもいましたが、どの学校もつつがなくスタートを迎えることができました。

27、28 番、市立学校の入学式が行われました。以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課から 3 点ご報告いたします。

1 点目は、2 ページ 3 番の公民館を考えるつどい 2021 についてです。「みんなで考えよう～今だからこそ公民館～」をテーマとし、3 月 22 日の月曜日、文化会館小ホールにおいて開催いたしました。当日は、市内各地区から約 60 名の市民の皆様等にお越しいただき、市民活動団体代表者によるシンポジウムや公民館で困っていること・やってみたいこと・どんな人を育てたいのかについてのグループ討議を行いました。実施後のアンケートによる意見・要望では、「若い人を仲間に入れ、子供も多く利用できる公民館を望む」とか「より多くの方が公民館に集うきっかけ作りを今後も考えてほしい」といった意見がありました。

2 点目です。3 ページ 32 番の名取市地域学校協働活動推進員委嘱状交付式についてです。本市地域学校協働活動につきましては、いよいよ令和 3 年度から市内 15 学校区全てにおいての取組がスタートします。この日の委嘱状交付式は、公民館がコーディネート機能を担う下増田小学校区及び相互台小学校区以外の 13 の学校区 29 名の地域コーディネーターに対して委嘱状を交付したものです。

3 点目は、34 番の名取市家庭教育支援チーム員会議についてです。子育てや家庭教育をサポートいたしますこの支援チームは、現在 15 名のチーム員で構成しています。4 月 16 日は今年度第 1 回目の会議として開催し、令和 3 年度年間計画や活動目標、新たに実施する移動交流サロン等について協議しました。なお、これまで懸案となっていた支援チームの名称をローマ字で「toco toco」トコトコと読みますが、これは、「のんびり、気負わずに子育てしていこう」という思いから付けられたのですが、名称が決定し、家庭教育支援活動に取り組んでいくこととしております。生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

2 ページ 10 番になります。3 月 25 日木曜日に令和 2 年度第 2 回文化財保護審議会を委員 9 名出席のもとに開催いたしました。報告事項で旧中沢家住宅の屋根葺き替え工事等について、協議事項として閑上土手の松並保全対策と保全管理計画について協議等を行いました。

2 点目になりますが、29 番の 4 月 10 日土曜日から開催予定であった第 4 回企画展につきましては、歴史民俗資料館が休館となっていますので、見学再開してからこちらの企画展を開催する予定となっております。35、35、37 番ですが、すべて中止となっております。文化・スポーツ課からは以上になります。

瀧澤教育長

それでは、コロナ関係もありましたので、少し長い報告になってしまいましたが、ただいま報告のあった内容につきまして、ご質疑などありましたらお願いします。

佐藤教育長職務代行委員

教育長さんの資料 1 ページ目ですが、下増田の地区民運動会はどうですか。

瀧澤教育長

下増田は元々地区民運動会やっておりません。運動会は学校単独で行っています。

洞口委員さん、下増田地区が地区民運動会をやろうという動きはありますか。

洞口委員

新しいまちづくりが行われてから、地元の方々のバイタリティーがなくなりまして、まとめる方がいなくなったところがあります。

瀧澤教育長

わかりました。

そのほか何かありますか。なければ承認といたします。

それでは次に、行事予定について教育部長から報告をお願いします。

菊池教育部長

それでは、資料は 4、5 ページになります。私からは特にございませんが、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。後は、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

芳賀教育総務課長

教育総務課からは特にありません。

瀧澤教育長

学校教育課長お願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

それでは 4 ページの 18 番、指導主事学校訪問の件についてお話をさせていただきます。18 番、22 番、28 番に指導主事学校訪問の予定が入っております。昨年度はコロナの関係で実施できませんでしたが、今年度は、現時点では実施の方向でいます。仙台教育事務所の指導主事の先生においでいただき、授業の指導をいただきます。授業は複数の先生で授業の案を作成し、代表の先生が授業する形態です。各校 2 コマから 5 コマの授業の予定です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

それでは、生涯学習課から 1 点ご説明いたします。

4 ページ 16 番の地域コーディネーター研修会を、5 月 19 日水曜日に文化会館小ホールで開催します。この研修会は、地域コーディネーターとしてのスキルアップを図るとともに、地域の連携体制づくりを進めるきっかけ作りとすることを目的とし、講師に全国体験活動ボランティア活動総合推進センターのコーディネーターである大坪直子さんをお招きし開催するものです。なお、今回の講師については、このセンターの出前講座による講師派遣事業を活用し実施するものです。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、復興ありがとうホストタウン推進室、市史編さん準備室お願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

4 ページの 19 番になります。5 月 22 日に歴史民俗資料館開館 1 周年イベントといたしまして、熊野三社歴史ウォーキングを開催いたします。この日程につきましては歴史民俗資料館から熊野神社までマイクロバスで移動いたします。熊野神社から徒歩で熊野本宮社、熊野神社を見学します。そして熊野神社から歴史民俗資料館までバスで戻るといった構成になっています。定員は 20 名です。

5 ページの 27 番、歴史民俗資料館開館 1 周年記念事業として 5 月 30 日に開催いたします。講演会です。「奥州名取熊野三山の成立」として 13 時半から 15 時まで定員 20 名で開催予定です。



文化・スポーツ課からは以上です。

瀧澤教育長

29 番の下に、第 1 回いじめ防止対策調査委員会とありまして、日にちが空欄になっていますが、まだ日にちが決まっていないということですか。

鈴木理事兼学校教育課長事務取

6 月実施の予定で、日にちを現在調整中です。

瀧澤教育長

わかりました。それでは、ただいま説明があった内容について、何かご質疑等あればお願いいたします。

洞口委員

16 番の地域コーディネーター研修会ですが、こちらの研修会は今年何回目になるのでしょうか。それから今年度研修会受ける方は名取市の中ではどのくらいの数の方がいらっしゃるのですか。

大澤教育部次長兼生涯学習課長

まず人数ですが、29 名の方に委嘱をしておりますので 29 名のコーディネーターの方、それから各地区の公民館に連携担当の職員がおりますので、各公民館の職員にも呼びかけをして開催したいと考えております。それからコーディネーターの研修会の回数ですが、今年取り組みを始めて 3 回目ということですので、数えて 3 回目と捉えております。年間で申し上げますとコーディネーターの研修会がこの時期に 1 回と地域学校協働の研修としてコーディネーターの方をお招きして、研修会を 1 月に開催しています。

洞口委員

わかりました。

瀧澤教育長

そのほかご質疑等ありませんか。なければ承認といたします。

芳賀教育総務課長

すいません。資料の訂正をお願いします。5 ページ目の 29 番の下のところですが、日付が入っていないところ。第 11 回となっていますが 13 回と訂正をお願いします。さらにその下 2 つですが、令和 2 年を令和 3 年と訂正をお願いします。

瀧澤教育長

それでは訂正をお願いします。

それでは日程第 4 専決事務報告に入ります。専決事務報告(1)個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について(その 1)及び、専決事務報告(2)個人情報保護制度に伴う行政文書の開示決定等にかかる審査請求に対する裁決について(その 2)につきましては、個人情報に関する案件ですので、名取市教育委員会会議規則第 7 条に基づき、秘密会議にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議部分は別途調製)

次に、専決事務報告(3)名取市文化財保護に関する規則の一部を改正する規則の制定について教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告(3)についての説明ですが、議案資料は 8 ページになります。併せて別冊「専決事務報告資料(新旧対照表)」の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

本規則の改正は、令和 3 年 1 月 26 日付け名政発第 188 号の通知「市民が市に提出する様式等における押印廃止」に基づき、標記規則中に規定する「押印」欄のある様式の全てを廃止するために、所要の改正を行ったものです。

本規則で定めていた様式は、様式第 1 号の「名取市指定文化財申請書」から、様式第 16 号「補助事業実績報告書」まで 16 種類ありましたが、押印廃止に伴い、様式を廃止したものです。なお、廃止した様式は資料 4 ページから 19 ページとなっておりますので合わせてご確認ください。今後は、決裁によって様式を定めていくことになります。

私からの説明は以上であります。この規則は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、3 月 29 日付けで専決処分し、4 月 1 日から施行したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課より説明をお願いします。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課をお願いします。

小松文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長兼市史編さん準備室長

専決事務報告資料の 1 ページをご覧ください。現行が右側、改正案が左側に記載されてい

ます。様式について全てこの文言を削除するというものです。2 ページにつきましても同様になります。4 ページ以降は今回削除する様式が載っています。新たな様式は決裁により様式を作ることになります。

瀧澤教育長

ただいま、説明があった内容についてご質疑等あればお願いします。なければ、専決事務報告(3)については、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(3)については、報告のとおり承認したいと思います。

次に、専決事務報告(4)名取市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

専決事務報告(4)ですが、議案資料は9ページになります。併せて別冊「専決事務報告資料(新旧対照表)」の20ページをご覧ください。

この要綱は、令和2年度から実施している給食費無償化に伴い、「学校給食費の段階的無償化」に関する施策に関し、家庭生活環境の向上及び良好な子育て環境づくりを支援するという趣旨から「中学3年生の生徒とその保護者が市内に住所を有し、生徒が名取市立学校以外の学校に在籍した場合」その生徒の保護者に対し、学校給食費補助金を交付するものとし、その必要な事項を定めたものですが、名取市立学校に在籍する生徒の保護者との均衡を図るため、一部改正の必要が生じたことから、所要の改正を行ったものです。

私からの説明は以上であります。この要綱は名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、同条第2項の規定により報告するものであります。内容の詳細につきましては、担当課より説明をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

専決事務報告資料の新旧対照表20ページをもとにご説明いたします。

現行では、市内在住で名取市立学校以外に在籍する中学3年生への補助は年間5万円としておりました。これを右側の改正案に示したとおり、5万を上限とするものです。ただし、名取市立学校に在籍する児童生徒の給食費に均衡を保つうえで、必要な場合に市長決裁で額を定めるという内容に変更するものです。この理由として、本要綱策定時点では、学校給食費無償化による恩恵額つまり給食費が平均53,000円であったため、学校給食費補助金額を5万円と定めておりました。しかし、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響により、小・中・義

務教育学校が臨時休業となったため、学校給食費無償化の恩恵額つまり給食費が学校給食費補助金額を下回りました。令和3年度以降、今回のような逆転が生じた際に、均衡上必要があれば、給食費補助金額を市長が定める額にすることが出来るよう要綱を一部改正するものです。

瀧澤教育長

ただいま説明があった内容について、ご質疑等ありませんか。

佐藤委員

昨年の中3については5万円補助したのですね。今年度からということですね。

瀧澤教育長

そうですね。この要綱が生きていましたので、途中で変えることはできないということで、今年の4月1日からこのように改正したということです。他はありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)名取市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定については報告どおり承認いたします。

次に、日程第5 議事に入ります。追加案件になります。議案第9号 名取市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

菊池教育部長

議案第9号について、資料は、本日配付させていただいている、議事日程のあとの10ページから11ページをご覧ください。併せて別冊「議案第9号資料(新旧対照)」の1ページから4ページをご覧ください。

本規則の改正は、令和3年3月10日付け名政発第216号の通知「市民が市に提出する様式等における押印廃止について(第二弾)」に基づき、標記規則中に規定する「様式第1号 指定管理者の指定申請書」及び、「様式第2号 指定管理者の変更届」中、申請者の「印」を削るために、所要の改正を行うものです。

先ほどの専決事務報告(3)でご審議いただきましたとおり、基本的な市の考え方として、押印廃止に伴う例規の改正は様式を削除することで対応する予定でありましたが、当該規則は条例において「規則で様式を定める」と規定されているため、様式の押印欄を削除する改正を行うものです。

なお、別冊資料は、現行(旧)様式と、改正案(新)様式を載せておりますので、合わせてご

確認ください。

私からの説明は以上であります。担当課より何かあればお願いします。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

芳賀教育総務課長

別冊資料の1ページから2ページをご覧ください。1ページ目が新様式、2ページ目が旧様式になります。代表者氏名の横の印の欄を削除したという内容です。3ページから4ページも同様の内容となります。以上となります。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、議案第9号 名取市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり承認といたします。

次、議案第10号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について、ですが、本件は人事案件でありますので、名取市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議部分は別途調製)

瀧澤教育長

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後3時19分終了

令和3年5月27日

署名委員 荒井 龍弥

署名委員 洞口 ひろみ